

**令和5年度弘法山公園利活用方針策定支援委託業務
公募型プロポーザル実施要領**

1 委託業務名

令和5年度弘法山公園利活用方針策定支援委託業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日（日）まで

3 委託業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 契約金額の上限

5,569,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 参加資格

当委託業務に係るプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることを条件とする。民間事業者グループで申し込む場合は、必ず代表事業者1者を選定し、(2)の要件については、グループ内において満たしている事業者がいれば要件を満たしていることとする。

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（コンサル又は一般委託）に登録があること。
- (2) 過去5年以内に同種・類似業務若しくは地域資源を活用した計画等の策定業務を元請けで受注した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止基準（平成17年4月1日施行）に基づく停止措置の期間中でないこと。
- (5) 秦野市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）に基づく入札等への排除措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税等を滞納していないこと。

6 主な予定

項目	期間等
(1) 公募開始	令和5年4月14日(金)
(2) 参加申し込み受付期限	令和5年5月2日(火)午後5時まで
(3) 質問書の提出期限	令和5年5月2日(火)午後5時まで
(4) 参加資格審査結果通知の発送	令和5年5月9日(火)
(5) 質問書に対する回答	令和5年5月9日(火)
(6) 企画提案書の提出期限	令和5年5月12日(金)正午まで
(7) 企画提案書の プレゼンテーション及び審査会	令和5年5月17日(水)
(8) 提案者への結果通知の発送	令和5年5月下旬
(9) 契約の締結	令和5年6月上旬

7 参加申し込み

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加申出書(様式1)

イ 参加者概要書(様式2)

ウ 過去5年以内に同種・類似業務若しくは地域資源を活用した計画等の策定業務を元請けで受注した実績を証する書類(契約書の写し等)及び受注内容が分かる書類(成果物の概要等)

(2) 提出部数 1部

(3) 提出期限 令和5年5月2日(火) 午後5時まで

(4) 提出場所 秦野市役所(環境産業部観光振興課)

(5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。

(6) 参加資格審査結果の通知

提出された参加申出書等の書類をもとに、プロポーザルに参加できる者を決定し、その結果を令和5年5月9日(火)までに参加申出のあった者全員に郵送により送付する。

8 質疑の提出及び回答

本業務に対して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 任意の様式
- (2) 提出方法 令和5年5月2日(火) 午後5時まで
- (3) 提出場所 秦野市役所(環境産業部観光振興課)
- (4) 提出方法
電子メールにより提出すること。
なお、提出の際、メールの標題を「弘法山公園利活用方針プロポーザル質問(事業者名)」とし、メール送信後に確認の電話を行うこと。
- (5) 質問書への回答
質問に対する回答は、令和5年5月9日(火)までに本市ホームページ上で行う。

9 企画提案書等の提出

企画提案書等は次のとおり書類を提出すること。

なお、期限までに提出がない場合は辞退とみなす。

- (1) 提出書類
 - ア 正本(様式3を表紙とする)
 - イ 副本(様式4を表紙とする)
- (2) 提出部数
 - ア 正本 1部(クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版)
 - イ 副本 9部(クリップ留め、表紙A4版、提案書A4版)
- (3) 提出期限 令和5年5月12日(金) 正午まで
- (4) 提出場所 秦野市役所(環境産業部観光振興課)
- (5) 提出方法 持参又は郵送(必着)とする。
- (6) 企画提案の内容
 - ア 企画提案書
企画提案書には、次の内容を盛り込むこと。
 - (ア) 業務実施体制及び関連業務実績
人員配置、配置予定者の資格及び業務実績について
 - (イ) 全体スケジュール
工程、進行管理方法
 - (ウ) 内容
仕様書における「5 業務内容」についての実施方法

イ 価格提案書（任意様式）

契約金額の上限を考慮して設定し、詳細な内訳書を添付すること。

なお、契約金額の上限を超えたものは、失格とする。

(7) 留意事項

ア 企画提案書は、表紙及び価格提案書を除き、A4版用紙・10枚以内（両面20ページ以内）にまとめること。

イ 企画提案書は、基本的な考え方を簡潔に記載し、文字は読みやすい大きき（12ポイント以上）とすること。引用する場合は、必ず出典元を記載すること。

ウ 企画提案書には、提案者を特定することができる記載は行わないこと。

10 選定方法

本市職員により構成する選定委員会を設置し、受注候補者を選定する。

次表の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価し、委員の点数を合計した総得点により順位を決定する。

A（優）	B	C（基準）	D	E（劣）
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

(1) 審査項目等

No.	審査項目	評価の視点	配点
1	業務実施体制及び関連業務実績	<ul style="list-style-type: none">本業務を効果的かつ効率的に遂行するため、人員配置が適切であるか。配置予定技術者は十分な業務能力・実績を有しているか。過去5年以内に同種・類似業務若しくは地域資源を活用した計画等の策定を元請けで受注した実績かつ、内容が優れているか。	20
2	全体スケジュール	<ul style="list-style-type: none">業務実施フロー及びスケジュールが現実的で無理のないものとなっているか。進行管理方法が適切であるか。仕様書を補完する企画が示されているか。仕様書で記載されていない部分で独創的な工夫があるか。	20

3	弘法山公園利 活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 駅（秦野駅・鶴巻温泉駅・東海大学前駅）の周遊促進をはじめ、地域資源を最大限活用・連携させ、持続可能なまちづくりの実現につながる提案となっているか。 ・ 方針実現に向けた課題への対応方法や新たな民間活力の導入など、本市に合った有効な提案となっているか。 ・ 意欲的かつ魅力的で、ワクワクするような提案となっているか。 ・ 「秦野市総合計画」、「秦野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「秦野市都市マスタープラン」、「はだの交通計画」、「秦野市観光振興基本計画」等の関連計画との整合が図られているか。 	50
4	価格提案書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本業務の目的を達成するための業務の対価として妥当な価格により積算されているか。 	5
—	プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受注意欲が感じられるか。 ・ 説明が分かりやすいか。 ・ 質問に対する応答が明瞭で迅速か。 ・ 配置予定技術者の印象はどうか。 	5
合 計			100

※ 得点と同じ提案があった場合は、選定委員会委員による投票により、決定する。

※ 参加者が1者であっても、プレゼンテーションを実施し、審査を行う。審査の結果、提案された内容が実施要領、仕様書等の内容を満たすと判断された場合は、その1者を受注候補者とする。

(2) 企画提案書審査会

ア 日にち及び会場

令和5年5月17日（水） 秦野市役所3階3A会議室

時間については、企画提案書提出者に別途通知する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき35分（あいさつ5分、提案の説明15分、質疑応答15分）程度

ウ 注意事項

- (ア) プレゼンテーションは、企画提案書を受けた順に、個別に実施する。
- (イ) 参加者は、1グループ4名以内とする。
(配置予定の管理技術者及び主担当者は必ず出席すること)
- (ウ) 提案説明の際、スクリーンは本市で用意する。
- (エ) 本市は、本業務の受託者の選定を行うために必要な範囲において、企画提案書等を複写することがある。

11 審査結果の通知及び公表

審査結果は、提案者全員に文書により通知する。

なお、審査結果は評価の公表性、透明性等を示すため、参加事業者名を伏せて、本市ホームページ上で公表する。

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへ参加するために要する一切の経費は、提案者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- (2) 提出期限後における書類の差替、追加提出及び再提出は認めない。
- (3) 審査結果に対する異議申し立ては、これを認めない。
- (4) 参加申し込み書類及び企画提案書類等に虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、当該提案を無効にする。
- (5) 受注候補者として選定された後、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、ヒアリングを実施する場合がある。

13 問合せ先

秦野市環境産業部観光振興課観光振興担当

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-9648 (直通)

FAX 0463-82-6256

メール kankou@city.hadano.kanagawa.jp

参加申出に係る誓約事項

本プロポーザルの参加希望者は、参加申出に係る書類の提出をもって、次のとおり誓約したものとみなしますので、御自身の資格をよく確認してから申請してください。

※ 虚偽申請は、秦野市一般競争入札の参加停止及び指名停止等措置基準に規定する停止措置の対象となりますので御注意ください。

誓約事項

当社（私）は、本件公告に係る委託業務の競争参加資格確認申請期限において、次の事項について事実と相違ないことを誓約します。

なお、誓約後に(1)から(3)に該当することとなった場合、若しくは(4)の技術者を配置できなくなった場合は、入札を辞退します。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（成年被後見人、被保佐人、被補助人、破産者で復権を得ない者等）に該当しません。

(2) 事業税、消費税、地方消費税、市税を滞納していません。

なお、納税証明書の提出を求められた場合は、速やかに提出し、また、市税の納税状況に関し秦野市が関係公簿を調査することに同意します。

(3) 秦野市暴力団排除条例（平成23年秦野市条例第18号）に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者に該当しません。

(4) 技術者を配置しなければならない委託業務の場合は、配置できる技術者を、技術者を専任で配置しなければならない委託業務の場合は、専任で配置できる技術者を有しています。